

令和2年8月26日
都市局公園緑地・景観課

安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて ～9月1日から10日は屋外広告物適正化旬間です～

国土交通省では、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と設定し、屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業や国民の意識啓発を図っています。

この期間中、全国各地で、看板のパトロールや市民の方々との意見交換など、官民が連携した意識啓発に向けた取組が行われます。

< 昨年の屋外広告物適正化旬間取組み結果（例） >

参加したボランティアの数…のべ約4,200人

除去したはり紙等…約23,000枚

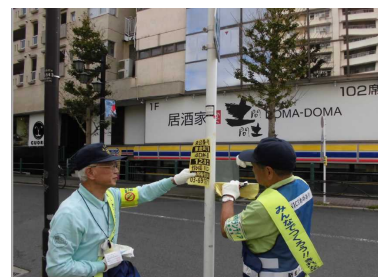
是正指導を行った件数…約1,100件



パネル展の実施



違反広告物パトロール



はり紙の除却

- 令和2年度は全国で76件のイベント等が開催されます。（一部期間外や実施済みのものを含む）（別紙参照）
- 上記の他、屋外広告物の安全点検など安全対策に関する取組、違反屋外広告物の簡易除却など日頃の取組を集中的に実施するとともに、違反屋外広告物調査、ホームページや行政広報誌を利用した広報活動等が実施されます。

（問い合わせ先）

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8954(直通) FAX:03-5253-1593
企画専門官 佐藤 理希（内線:32982）
景観企画係長 島崎 敦（内線:32984）

令和2年度「屋外広告物適正化旬間」の取組内容

【イベント等の開催予定一覧】

※中止または延期となる場合がありますので、最新情報をご確認ください。

番号	都道府県	市町村	日時	イベント等の名称	場所	テーマ	主催	後援	イベント等の概要	問い合わせ先
1	北海道		9月1日 ～9月30日	令和2年度(2020年度) 屋外広告物クリーン強 調月間	北海道全域	・広告物の安全対策 ・ルールの普及啓発	北海道	-	条例の普及啓発、広告 景観形成意識の高揚、 条例に違反する広告物 の是正指導	北海道建設まちづくり局都市計画課 TEL:011-231-4111(内線29-827) FAX:011-232-1147
2	北海道		9月1日 ～9月30日	令和2年度(2020年度) 官民連携屋外広告物 安全対策パトロール	各(総合)振興局 ごとに設定	-	北海道、一般 社団法人北海 道屋外広告業 団体連合会	-	危険な屋外広告物の調 査、確認	北海道建設まちづくり局都市計画課 TEL:011-231-4111(内線29-827) FAX:011-232-1147
3	北海道	札幌市	未定	屋外広告物安全パト ロール	札幌市厚別区、 南区の予定ただし 詳細未定(8月中 旬～下旬確定)	-	札幌市 (協)札幌広告 美術協会	-	屋外広告物設置者に対 する安全管理の啓発、 指導	札幌市建設局総務部道路管理課 TEL:011-211-2452 FAX:011-218-5134
4	岩手県	盛岡市	10月31日	第7回岩手広告景観タ ウンミーティング	盛岡市八幡町	未定	岩手県屋外広 告美術協同組 合、岩手県屋 外広告士会	共催:岩手県、 盛岡市 後援:未定	より良い広告景観を形 成するため、屋外広告 業者・行政・地域などが 情報を共有し、まち歩き やワークショップを通 じ、都市景観の中にお ける屋外広告物の役割 を理解しながら、理想と する景観を考える。	岩手県屋外広告美術業協同組合 TEL:019-645-3140 FAX:019-646-1924
5	宮城県		10月9日	第7回宮城・広告景観タ ウンミーティング	大崎市	-	宮城県屋外広 告美術協同組 合	宮城県、仙台 市	大崎市内のパトロール と安全点検、良好な景 観を作る広告物につい ての意見交換	宮城県屋外広告美術協同組合 TEL:022-299-0437 FAX:022-299-5433
6	秋田県	秋田市	9月1日 ～9月10日	令和2年度屋外広告物 適正化旬間における啓 発活動	秋田市役所 市民ホール	秋田市屋外広告物条例と 安全点検の義務化	秋田市	-	条例の普及啓発、広告 物の事故防止と安全管 理の徹底	秋田市 都市計画課 都市環境担 当 TEL:018-888-5764 FAX:018-888-5763
7	山形県		9月1日 ～9月10日	屋外広告物の適正化に 向けた啓発活動	西村山地域	安全管理の啓発、徹底	山形県	-	・管内パトロールを行 い、チラシを配布しなが ら適正な管理を呼びか ける。 ・問題のある事業所等 には、是正指導を行う。	山形県村山総合支庁建設部西村山 建設総務課行政係 TEL:0237-86-8377 FAX:0237-86-0724
8	山形県		未定	パトロールの実施	庄内地域	-	山形県庄内総 合支庁	-	条例に違反する広告物 の是正指導等	庄内総合支庁建設総務課行政係 TEL:0235-66-5574 FAX:0235-66-4620
9	山形県		未定	公共パネル展	未定	公共性のあるテーマ	山形県屋外広 告美術協同組 合	山形県ほか	屋外広告業への理解、 普及啓発	山形県県土整備部県土利用政策課 TEL:023-630-2660 FAX:023-630-2582
10	山形県		未定	第7回広告景観タ ウンミーティング	未定	屋外広告物の啓発と安全 管理	山形県屋外広 告美術協同組 合	未定	安全管理の徹底、屋外 広告物への理解促進	山形県県土整備部県土利用政策課 TEL:023-630-2660 FAX:023-630-2582
11	山形県	山形市	9月1日 ～9月10日	屋外広告物適正化活 動	山形市内	老朽危険屋外広告物巡回 パトロール及び違反是正啓 発活動	山形市	-	緊急の補修を要する老 朽危険物等がないか 車両で巡回パトロール を行い、違反屋外広告 物には是正に向けた文 書送付を行う。	山形市まちづくり政策部まちなみデ ザイン課 屋外広告物係 TEL:023-641-1212(内線516) FAX:023-624-8903
12	茨城県		9月1日～ 9月30日	令和2年度屋外広告物 美化強調月間	県内	・違反広告物の簡易除却 ・屋外広告物の適正な表示 に係る広報及び啓発活動	茨城県	-	・市町村への違反広告 物の簡易除却依頼 ・関係業界団体への制 度周知及び法令順守に 係る文書の送付 ・ポスター掲示による屋 外広告物適正化旬間の 啓発	茨城県土木部都市局都市計画課 TEL:029-301-4579 FAX:029-301-4599
13	栃木県	宇都宮市	9月1日 ～9月10日	屋外広告の日キャン ペーン	JR宇都宮駅西口 ペDESTリアン デッキ	9月10日屋外広告の日 《変わりゆく人や未来を照ら すサイン》	栃木県屋外広 告美術共同組 合ほか	宇都宮市ほか	横断幕の設置による啓 発	栃木県屋外広告美術協同組合 TEL:028-636-1051 FAX:028-635-9824
14	栃木県	宇都宮市	9月1日 ～9月6日	屋外広告物適正化旬 間	宇都宮市 市庁 舎 1階市民ホ ール	ルールを守って美しい広告 景観を	宇都宮市	-	栃木県屋外広告美術 協同組合の協力による 条例の普及啓発等の パネル展示	宇都宮市都市整備部建築指導課 TEL:028-632-2573 FAX:028-632-5421
15	埼玉県	さいたま 市	9月1日～ 11月30日	令和2年度さいたま市 屋外広告物適正化キャ ンペーン	さいたま市内	屋外広告物適正化の推進 を図る	さいたま市	-	・違反広告物撤去ボラ ンティア講習会 ・広告主への是正指導 ・関係業界団体への啓 発文書の送付。	さいたま市都市局都市計画部 都市計画課 まちなみ・景観係 TEL:048-829-1409 FAX:048-829-1979
16	埼玉県	越谷市	9月1日	違反広告物の一斉除 却	市内全域	まちの良好な景観の形成 及び風致の維持	越谷市、越谷 市屋外広告物 対策協議会	-	行政・民間と連携して簡 易除却対象の違反広 告物の撤去	越谷市都市整備部建築住宅課 TEL:048-963-9205 FAX:048-965-0948
17	埼玉県	川口市	9月中	屋外広告物適正化旬 間	川口市内	屋外広告物適正化の推進 を図る	川口市	-	・関係機関(警察、電柱 管理者等)との協議に より、違反広告物の除 却や是正指導を行う。 ・チラシ配布による普及 啓発。 ・広報誌での普及啓 発。	川口市都市計画部都市計画課 TEL:048-242-6333
18	埼玉県	熊谷市	9月上旬	J.COMの本市提供番組 内での適正化旬間の周 知	-	熊谷市の屋外広告物およ び景観について	熊谷市	-	当市の提供番組内で当 市の屋外広告物行政に ついて理解を深めても うらうため、適正化旬間 に合わせ広報活動を行 う。	埼玉県熊谷市都市計画課 TEL:0493-39-4813 FAX:0493-39-5603
19	千葉県		未定	令和2年度 点検技能 講演会	未定(柏市を予 定)	未定	屋外広告物官 民連携事業実 行委員会(千 葉県屋外広 告美術協同組 合、千葉県、船 橋市、柏市、千 葉市)	-	啓発ポスター・パネル の掲示、屋外広告物の 安全点検に関する技能 講演会等	千葉県県土整備部都市整備局 公園緑地課景観づくり推進班 TEL:043-223-3279 FAX:043-222-6447
20	東京都		9月1日～ 10月31日	令和2年度共同除却 キャンペーン	都内全域	-	東京都	警視庁、各道 路管理者、各 区市町、関係 団体ほか	屋外広告物法第7条第 4項の規定に基づく簡 易除却の一斉実施	東京都都市整備局都市づくり政策 部緑地景観課 電話:03-5388-3335 FAX:03-5388-1351
21	神奈川県		9月1日～ 9月10日 ※市町村・土 木事務所によ って前後する 場合あり	神奈川県屋外広告物 適正化キャンペーン	県内市町村の主 要駅・商店街地 区、主要道路沿 線等	屋外広告物制度の普及啓 発など	神奈川県	-	・屋外広告物制度普及 のためのチラシ配布 ・違反屋外広告物の除 却 ・目視等による屋外広 告物の安全性を高める 取組	神奈川県県土整備局都市部都市整 備課 TEL:045-210-6209 FAX:045-210-8883

【イベント等の開催予定一覧】

※中止または延期となる場合がありますので、最新情報をご確認ください。

番号	都道府県	市町村	日時	イベント等の名称	場所	テーマ	主催	後援	イベント等の概要	問い合わせ先
22	神奈川県	横浜市	10月1日 ～10月5日	横浜サイン展2020	横浜新都市ビル 9Fシビルプラザ (予定)	サインを通した魅力ある景観づくり	横浜市	一般社団法人 神奈川県広告 美術協会	今年度のテーマに沿った広告物のパネルの選定・展示を行い、「建築物との調和」や「周辺の景観」に配慮した広告物の普及啓発に取り組みすることで、広告景観形成意識の高揚を図る。	横浜市都市整備局地域まちづくり部 景観調整課 TEL:045-671-2648 FAX:045-550-4935
23	神奈川県	川崎市	9月1日 ～9月10日	屋外広告物適正化キャンペーン	市内全域	屋外広告物のルールを守り、安全・安心で美しいまちづくり	川崎市、神奈川県 川崎市広告美術協会	-	屋外広告物安全対策推進パトロール(9月1日川崎西口商店会)、市内一斉除却活動、ポスター掲示などの普及啓発活動の実施。	川崎市役所建設緑政局道路管理部 路政課 Tel:044-200-2814 Fax:044-200-3978
24	神奈川県	横須賀市	9月10日	屋外広告の日キャンペーン	市内1地区(横須賀中央)	良好な広告景観と安全で快適な歩行空間を目指して	横須賀市	-	屋外広告物制度の普及啓発、違反屋外広告物除却活動に対する理解を深めるための啓発指導、広告景観形成の意識向上	横須賀市都市部まちなみ景観課 TEL:046-822-8127 FAX:046-826-0420
25	神奈川県	藤沢市	9月2日 ～9月8日	令和2年度神奈川県屋外広告物適正化キャンペーン	9月2日～9月4日は藤沢市内全域 9月7日は小田急湘南台駅周辺 9月8日は藤沢駅周辺	「違反屋外広告物をなくしてきれいなまちに」	藤沢市	-	条例の普及啓発、広告景観形成意識の高揚、条例に違反する広告物の是正指導、清掃活動	藤沢市計画建築部街なみ景観課 TEL:0466-50-3508 FAX:0466-50-8223
26	神奈川県	茅ヶ崎市	9月8日	違反屋外広告物一斉除却キャンペーン	市内一円	安全で美しいまちづくり	茅ヶ崎市	-	違反屋外広告物の簡易除却	茅ヶ崎市都市部景観みどり課 TEL:0467-82-1111 FAX:0467-57-8377
27	神奈川県	大和市	9月10日	屋外広告物適正化キャンペーン	市内主要駅周辺及び市内の幹線道路	良好な景観作りを目指して	大和市	東京電力パワーグリッド、NTT東日本、大和警察署、神奈川県宅地建物取引業協会	違反屋外広告物の除却等	大和市街づくり計画部街づくり推進課 TEL:046-260-5483 FAX:046-264-6105
28	新潟県		9月1日 ～9月10日	令和2年度屋外広告物適正化旬間におけるパトロール及び簡易除却	新潟県内の国道、主要地方道沿線	-	新潟県	-	令和2年度屋外広告物適正化旬間におけるパトロール及び簡易除却	新潟県土木部都市局都市政策課 TEL 025-280-5426 FAX 025-285-0624
29	新潟県		10月	タウンミーティング「いがた2020	新潟市内	-	新潟県広告美術業協同組合	-	まち歩き、パネルディスプレイ	新潟県広告美術業協同組合 Tel:025-525-0171
30	富山県		9月1日	富山県一斉屋外広告物安全確認パトロール	県内全域	-	富山県	-	県内全市町村、富山県屋外広告美術協同組合と協力し、県下一斉に屋外広告物の安全確認パトロールを実施する。また、破損や経年劣化が見られる屋外広告物の所有者等に対して、日常の安全点検を啓発するチラシを配布し、必要な修繕等の実施を促す。	富山県 土木部 建築住宅課 TEL : 076-444-9661 FAX : 076-444-4423
31	富山県		11月(予定)	富山県景観づくりフォーラム2020	富山市内	-	富山県	富山県屋外広告美術協同組合、富山県イベントディスプレイ業協同組合、富山県屋外広告士会 ほか	「景観広告とやま賞」及び「うるおい環境とやま賞」の表彰式、県民の景観づくりを促す講演会。	富山県 土木部 建築住宅課 TEL : 076-444-9661 FAX : 076-444-4423
32	石川県	金沢市	9月初旬	サイン清掃ボランティア	金沢駅構内	-	石川県屋外広告業協同組合	-	金沢駅構内のサイン清掃	石川県屋外広告業協同組合 TEL:076-222-6223
33	石川県	金沢市	9月10日頃	いしかわ広告景観賞授賞式	石川県庁	-	いしかわ広告景観賞実行委員会(石川県、金沢市、石川県屋外広告業協同組合)	石川県市長会、石川県町長会、石川県商工会議所連合会、石川県商工会連合会	石川県内の都市景観の向上と屋外広告物への関心を高めることを目的に、優良な屋外広告物を表彰	いしかわ広告景観賞実行委員会事務局 TEL:076-222-6223
34	石川県	金沢市	9月下旬(9月上旬頃確定)	金沢市広告景観協力賞授賞式	金沢市役所	-	金沢市	-	金沢らしい都市景観の向上に大きく貢献した物件のする広告主を表彰	金沢市都市整備局景観政策課 TEL:076-220-2364 FAX:076-224-5046
35	岐阜県	岐阜市	9月2日	「屋外広告物適正化旬間」及び「屋外広告の日」街頭啓発	長良橋通り及び名鉄岐阜駅周辺	知っていますか？屋外広告物のルール	岐阜市	-	屋外広告物のルールの周知、違反屋外広告物の是正指導(のぼり旗や看板等簡易な広告物対象)	岐阜市まちづくり推進部開発指導課 Tel:058-265-3985 FAX:058-264-1760
36	静岡県		9月1日 ～10日	屋外広告物適正化旬間事業(県下一斉の違反屋外広告物のパトロール)	県内全域	違反屋外広告物のパトロール、県内一斉の簡易除却活動や安全管理の啓発活動を行う	静岡県 県内各市	-	違反屋外広告物のパトロール、簡易除却活動のほか、屋外広告物の安全管理のPR活動を実施	静岡県交通基盤部都市局 景観まちづくり課 TEL 054-221-3702 FAX 054-221-3493
37	静岡県	静岡市	未定	令和2年度「屋外広告物制度の普及啓発事業」	各業界団体の事務所等	屋外広告物制度および安全管理について	静岡市	-	屋外広告物制度の普及啓発と、日常的な安全点検の重要性についての出前講座	静岡県都市局建築部建築総務課 屋外広告物係 Tel:054-221-1123 Fax:054-221-1135
38	静岡県	浜松市	9月4日	クリーンデー	浜松市内全域	違反屋外広告物の一斉除却、是正指導	浜松市	中電興業株式会社、東海広業株式会社、静岡県広告美術業協同組合	市内全域においては、はり紙、はり札、置き看板等の簡易除却及び指導・啓発	浜松市土地政策課 景観広告グループ Tel:053-457-2344 Fax:053-457-2601
39	愛知県		未定	おかざきサインフォーラム2020	岡崎市内	良好な景観形成や屋外広告物の適正な管理の促進に向けて「官民が連携して取り組む。」	愛知県広告美術業協同組合、愛知県、岡崎市、愛知県屋外広告士会	国土交通省	屋外広告物に関する講演会とフォーラムに先駆けて行った市町村街歩きを観察結果を発表。	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課景観グループ TEL:052-954-6612 FAX:052-961-5022
40	三重県		9月4日	屋外広告の日キャンペーン	伊賀市内	-	三重県屋外広告美術協同組合	国土交通省、経済産業省、三重県 ほか	まちの中を歩き、条例周知活動を行うとともに、適切に広告物が掲出されているかをパトロールする	三重県屋外広告美術協同組合 TEL:059-225-4735 FAX:059-229-8174
41	滋賀県		11月13日	びわこタウンミーティング	甲賀市内	滋賀の屋外広告物の安全について考える	滋賀県広告美術協同組合	滋賀県、甲賀市	看板の安全性に関する講演、行政側からの情報提供、官民連携に関する意見交換。	滋賀県土木交通都市計画課景観係 TEL 077-528-4184 FAX 077-528-4906
42	滋賀県	彦根市	9月1日～9月10日(内1日間)	令和2年度屋外広告物クリーンアップ	市内全域	秩序ある良好な広告景観をつくらう	彦根市	-	市内を巡回し、簡易除却を実施する。	彦根市景観まちなみ課 TEL:0749-30-6148 FAX:0749-24-8517
43	滋賀県	彦根市	9月1日～9月10日(内1日間)	令和2年度未申請屋外広告物の申請促進通知	市内全域	屋外広告物の申請をしよう	彦根市	-	市内にある未申請屋外広告物の所有者に、申請手続きをするよう促す。	彦根市景観まちなみ課 TEL:0749-30-6148 FAX:0749-24-8517

【イベント等の開催予定一覧】

※中止または延期となる場合がありますので、最新情報をご確認ください。

番号	都道府県	市町村	日時	イベント等の名称	場所	テーマ	主催	後援	イベント等の概要	問い合わせ先
44	滋賀県	彦根市	9月1日～9月10日(内1日間)	令和2年度屋外広告物の安全点検啓発	城下町周辺地域	屋外広告物の安全点検をしよう	彦根市	-	城下町周辺の商店街の各店を訪問し、看板の安全点検の必要性について周知啓発を行う。	彦根市景観まちなみ課 TEL:0749-30-6148 FAX:0749-24-8517
45	滋賀県	近江八幡市	9月9日	令和2年度近江八幡市屋外広告物クリーンキャンペーン	市内一円	基準を守り良好な景観形成に寄与する広告物の掲出を	近江八幡市	-	屋外広告物法第7条第4項に定める違反広告物の簡易除却及び違反広告物の調査。また、10月より市条例施行のため、リーフレット等の配布による周知。	近江八幡市 都市整備部 都市計画課 都市計画グループ TEL:0748-36-5510 FAX:0748-32-5032
46	滋賀県	甲賀市	9月1日～9月10日	令和2年度屋外広告物クリーン強調月間	甲賀市内	良好な景観の形成及び適切な設置及び管理の維持	甲賀市都市計画課	-	違反広告物の違反指導及び条例の普及啓発	滋賀県甲賀市役所建設部都市計画課 TEL:0748-69-2203
47	滋賀県	東近江市	9月1日～9月10日	令和2年度屋外広告物クリーンキャンペーン	湖東・愛東地区	-	東近江市	-	違反広告物指導・パトロール	東近江市都市整備部都市計画課 TEL:0748-24-5655 FAX:0748-24-1249
48	滋賀県	米原市	9月1日～9月10日	令和2年度屋外広告物クリーン強調月間	市内	その広告物ルールを守っていますか？	米原市	米原市	条例の普及啓発、広告景観形成意識の高揚、条例に違反する広告物の違反指導	滋賀県米原市都市計画課 TEL:0749-52-6926 FAX:0749-52-8790
49	滋賀県	野洲市	9月1日～9月10日	屋外広告物クリーンキャンペーン	野洲市内	ルールを守り、安全で美しいまちづくり	野洲市	-	・道路上に掲出された屋外広告物法第7条第4項に定める違反広告物(はり紙、はり札等、広告旗、または立看板等)の簡易除却 ・その他違反広告物等の是正指導及び規制内容の啓発	野洲市都市建設部都市計画課 Tel:077-587-6324
50	滋賀県	竜王町	9月2日	令和元年度屋外広告物適正化月間	町内全域	屋外広告物クリーンキャンペーン	竜王町	東近江土木事務所	簡易除却	滋賀県竜王町建設計画課 TEL:0748-58-3716 FAX:0748-58-2646
51	京都府		9月9日	第37回屋外広告物安全キャンペーン	舞鶴市	屋外広告物による事故を未然に防止するため、毎年キャンペーンを実施し、広く広告物の管理者・所有者に呼びかけ安全点検を行い、併せて府・市民にもアピールする。	京都府美術広告協同組合	共催予定:京都市、京都市後援予定:舞鶴市、京都商工会議所等	広告物に対する安全意識の高揚、事故の防止、美しい環境啓発	京都府建設交通部都市計画課 TEL:075-414-5327 FAX:075-414-5329
52	京都府	宇治市	10月6日	違反広告物一斉撤去	市内	-	宇治市	-	市内を巡回し違反広告物の撤去を行う	宇治市都市整備部 歴史まちづくり推進課 TEL:0774-20-8918
53	京都府	八幡市	9月1日～9月10日	違反広告物の一斉簡易除却	市内全域	-	八幡市都市整備課	-	屋外広告物適正化旬間に合わせて、市内全域をパトロールし、簡易除却を行う。	八幡市都市整備部都市整備課 TEL:075-983-1111 FAX:075-983-7988
54	大阪府		10月1日～10月31日	令和2年度クリーンキャンペーン	大阪府内	毎年10月4日の「都市景観の日」にちなみ10月を「違法屋外広告物クリーンキャンペーン月間」と位置づけ、広く府民に違法屋外広告物の追放に関する啓発を実施する。	大阪府、大阪府内市町村(政令指定都市、中核市除く)	-	大阪府、市町村及びボランティアにより、集中的に簡易除却、啓発リーフレットの配布を実施。	大阪府住宅まちづくり部 建築指導室建築企画課 調整グループ TEL:06-6210-9718 FAX:06-6210-9714
55	大阪府	高槻市	9月1日	屋外広告物啓発キャンペーン	JR高槻駅・阪急高槻市駅周辺	(1)屋外広告物許可制度の周知 (2)良好な景観形成及び公衆への危害防止の観点での啓発	高槻市 大阪屋外広告美術協同組合	-	屋外広告物の適正管理の意識向上および定期的な安全点検の促進	高槻市都市創造部都市づくり推進課 TEL:072-674-7552 FAX:072-661-7008
56	大阪府	豊中市	9月4日	屋外広告物啓発キャンペーン	豊中市役所付近国道沿い	(1)屋外広告物許可制度の周知 (2)良好な景観形成及び公衆への危害防止の観点での啓発	豊中市、大阪広告美術協同組合	-	屋外広告物許可制度の周知及び安全管理の啓発	豊中市都市計画推進部都市計画課 TEL:06-6858-2419 FAX:06-6854-9534
57	大阪府	寝屋川市	9月9日	令和2年度屋外広告物適正化旬間における市条例及び適正な維持管理の周知・啓発イベント	香里園西側周辺指定区域の規制対象エリア	-	寝屋川市	-	市条例及び適正な維持管理の周知・啓発	大阪府寝屋川市 都市基盤整備部 審査指導課 TEL:072-824-1181 FAX:072-825-2618
58	大阪府	吹田市	8月3日～9月7日	みつけた！吹田のまちかどサイン	郵送やメール、ネット、SNSにて募集	-	吹田市	-	吹田市のまちなみを彩る店舗の看板やサインの写真を募集	吹田市都市計画部都市計画室 TEL:06-6170-2337 FAX:06-6368-9901
59	兵庫県	尼崎市	9月16日～9月18日	令和2年度不法広告物等一斉指導・取締り	尼崎市内	-	尼崎市	-	不法広告物等の一斉指導・取締りのため、関係者によるパトロール	尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課 TEL:06-6489-6606
60	奈良県	奈良市	9月3日	古都奈良・見守り隊意見交換会	奈良市役所	市内の違反広告物の現状と取り組みについて	奈良市	-	違反広告物撤去のボランティアの方々と意見交換、前年度の撤去件数の結果報告、意見の集約を行う。	奈良県奈良市都市整備部都市計画課 TEL:0742-34-5209 FAX:0742-34-4885 アドレス:toshikeikaku@city.nara.lg.jp
61	岡山県	岡山市	未定(9月上旬頃確定)	令和2年度路上違反屋外広告物一斉指導	岡山市内(予定)	-	岡山市	-	条例の普及啓発、路上の違反広告物の指導	岡山市 都市整備局 都市・交通部 都市計画課 TEL:086-803-1373 FAX:086-803-1741
62	広島県	広島市	9月5日	路上違反広告物除却推進団体活動	広島市中区船入本町～江波西	組合員の遵法精神を高め、かつ広告主及び市民への啓発を推し進めること	広島県屋外広告美術協同組合	広島市ほか	条例の普及啓発、広告景観形成意識の高揚、条例に違反する広告物の是正指導	広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係 TEL:082-504-2277 FAX:082-504-2512
63	広島県	福山市	未定	クリーン作業	市内一円	道路の美化、及び交通事故、その他公衆に対する危険防止を計るため、違法に掲示された屋外広告物などの排除に関するを行う	福山地区道路環境クリーン協議会	-	違法屋外広告物等の排除に関する広報活動、違法屋外広告物の設置者に対する排除要請・除却	福山市建設局土木部土木管理課 TEL:084-928-1079
64	徳島県		9月10日	令和2年度 徳島県屋外広告物条例広報イベント	徳島市内	-	徳島県、徳島県屋外広告協同組合	-	簡易除却、パトロール及び普及啓発	徳島県県土整備部都市計画課 TEL:088-621-2566 FAX:088-621-2869
65	香川県		9月3日	違反広告物の県内一斉除却	県内全域	-	香川県	協力)国土交通省、県内市町、関係団体、ボランティア等	違反広告物の県内一斉除却	香川県土木部都市計画課 TEL:087-832-3559 FAX:087-806-0222
66	愛媛県		9月1日～9月30日	屋外広告物適正化推進強化月間	愛媛県全域	美しい景観を保持するとともに、来県者が再び訪れたいと思える魅力あふれるまちづくりを推進する。	愛媛県・県内市町	-	県・市町連携事業として、屋外広告物の適正化に向けた普及啓発を実施。	愛媛県土木部道路都市局都市計画課 TEL:089-912-2736 FAX:089-912-2734
67	松山市		9月10日	違反屋外広告物一斉撤去	市内中心部	-	松山市不法屋外広告物対策協議会(事務局:松山市)	-	市内の違法に掲出されている貼り紙を関係機関とともに除却作業を行う。	松山市都市整備部都市デザイン課 TEL:089-948-6518 FAX:089-934-1807
68	福岡県	久山町	7月11日	さわやか道路美化推進事業	県道21.35.546.547号線	-	福岡県	久山町商工会	-	-

【イベント等の開催予定一覧】

※中止または延期となる場合がありますので、最新情報をご確認ください。

番号	都道府県	市町村	日時	イベント等の名称	場所	テーマ	主催	後援	イベント等の概要	問い合わせ先
69	佐賀県		9月1日 ～9月30日	屋外広告物適正化旬間の取り組み	県内各地区(9月1日～9月30日)	-	佐賀県	-	佐賀県屋外広告美術協同組合との安全点検パトロール、公共用看板の点検・撤去活動、違反広告物の撤去活動	佐賀県土木整備部都市計画課 TEL:0952-25-7326 FAX:0952-25-7314
70	熊本県		9月頃予定	令和2年度「屋外広告物適正化旬間」における違反広告物の県内一斉指導取締り	県内の主要な国道、県道、市道	-	熊本県	(協力)熊本県、国土交通省熊本河川国道事務所、県内市町村他	違反広告物の是正強化を図るとともに、屋外広告物に対する県民の関心を高め、良好な景観の形成を促進する。	熊本県土木部道路都市局都市計画課 TEL:096-333-2522 FAX:096-387-1152 熊本県都市建設局都市政策部都市整備景観課 TEL:096-328-2508
71	熊本県	熊本市	9月上旬(予定)	令和2年度「屋外広告物適正化旬間」における違反広告物の県内一斉指導取締り	市内主要国道・市道(中心市街地)	屋外広告物条例の普及・啓発と是正指導	熊本市	熊本県・国交省熊本河川国道事務所	中心市街地の路上看板掲出者へのチラシ配布による、屋外広告物条例の是正指導	熊本市都市建設局 都市整備景観課 TEL:096-328-2508 FAX:096-351-2182
72	大分県		9月2日	令和2年度屋外広告物安全点検パトロール	宇佐市	-	大分県	宇佐市	市街地をパトロールし、建築士の指導の下、安全点検を行い、制度の普及啓発を行う	大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 TEL:097-506-4674
73	大分県	大分市	9月1日 ～9月10日	違反広告物の簡易除却	市内一円	屋外広告物適正化	大分市	-	条例に違反する広告物の簡易除却	大分市都市計画部まちなみ企画課 TEL:097-537-5968 FAX:097-534-6120
74	宮崎県		8月18日 ～8月27日	美しい宮崎づくりパネル展	県内商業施設(宮交シティ)	みやざきの景観と屋外広告物	宮崎県・宮崎市	-	・景観及び屋外広告物に係るパネル展示 ・啓発チラシやイベントの案内等の配布	宮崎県土木整備部都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 TEL:0985-24-0041 FAX:0985-32-4456
75	宮崎県	宮崎市	9月5日	路上違反広告物一斉除却	市内一円	-	-	-	路上違反広告物の簡易除却や撤去指導を行う	宮崎市都市整備部景観課 TEL:0985-21-1817 FAX:0985-21-1816
76	鹿児島県	鹿児島市	9月4日	違反広告物の一斉除却	市内全域	まちの良好な景観の形成及び風致の維持	鹿児島市	-	国・県・民間と連携して簡易除却対象の違反広告物の撤去	鹿児島市建設局都市計画部都市景観課 TEL:099-216-1425 FAX:099-216-1398

屋外広告物法(昭和24年)の概要

参考

法の目的

良好な景観の形成・風致の維持・公衆に対する危害の防止

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

都道府県

指定都市

中核市

協議
景観行政団体・歴史まちづくり法
に基づく認定市町村

条例の制定

●規制が可能(条例)

① 一定の地域・場所又は物件についての禁止

(1) 区域

- ・住居専用地域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- ・文化財、保安林のある区域
- ・道路、鉄道、軌道等に接続する地域
- ・公園、緑地、古墳、墓地 等
- ・その他条例で指定する地域・場所

(2) 物件

- ・橋りょう、街路樹、銅像、景観重要樹木 等
- ・その他条例で定める物件

(3) 条例で公衆の危害を防止するために必要があると定める場合

② 広告物の表示について、許可制を設ける等、条例による必要な制限

③ 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等について条例による基準

●違反に対する措置等(条例)

- ・表示・設置の停止命令
- ・除却等の必要な措置の命令
- ・一定の要件を満たすはり紙、はり札、立看板、広告旗等の除却(簡易除却)

●罰則(条例)

- ・条例で罰金又は過料を科する規定を設けることができる。

●屋外広告業^{※1}を登録制度とすることが可能(条例)

以下の事項を条例で定める。

- ・登録の有効期限(5年)
- ・登録の要件に関する事項(業務主任者^{※2}の選任に関する事項等)
- ・登録の取消し又は営業の全部もしくは一部の停止に関する事項 等

※1

○屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業のこと。

○登録制度は、都道府県・指定都市・中核市で可能。

※2 国土交通大臣の登録を受けた「登録試験機関」の試験合格者等